

(令和6年度)

第6回長野県公共交通活性化協議会 北アルプス地域別部会 次第

日時：令和6年11月22日（金）13:30～15:00

場所：大町合同庁舎 301号会議室(WEB併用)

1 開 会

2 あいさつ

3 説明内容

- (1) 長野県公共交通活性化協議会地域別部会設置要領の改正及び
構成員の見直しについて (資料1-1,1-2)
- (2) 長野県地域公共交通計画地域編の更新及び主に議論が必要な事項等 (資料2)
- (3) 北アルプス地域別部会分科会設置要領(案)について (資料3)
- (4) 市町村長からの意見要望への回答について (資料4)

4 そ の 他

- ・公共交通情報オープンデータ化の推進について (資料5)

5 閉 会

【配布資料】

- 資料1-1 長野県公共交通活性化協議会地域別部会設置要領
- 資料1-2 構成員名簿及び出席者名簿
- 資料2 長野県地域公共交通計画地域編の更新及び主に議論が必要な事項等
- 資料3 北アルプス地域別部会分科会設置要領(案)
- 資料4 市町村長からの意見要望への回答について
- 資料5 公共交通情報オープンデータ化の推進について

長野県公共交通活性化協議会地域別部会設置要綱

(目的)

第1 県内各地域の生活交通確保対策を推進するため、長野県公共交通活性化協議会設置要綱第8の規定により、地域別部会を設置する。

(設置)

第2 地域別部会は、地域振興局が管轄する10地域（佐久、上田、諏訪、上伊那、南信州、木曽、松本、北アルプス、長野、北信）ごとに設置する。

(構成)

第3 地域別部会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 別表1に掲げる関係市町村は、別表2に掲げる市町村とする。

3 地域別部会は、必要に応じて別表1に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4 地域別部会に会長及び副会長を置き、会長には地域振興局長を、副会長には会長が指名する者をもってあてる。

(協議事項)

第5 地域別部会は、長野県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成・実施及び各地域内の具体的な路線に係る生活交通の確保対策等について協議する。

(1) 計画に関係する協議等全般

(2) 生活交通路線に係る輸送サービスの範囲及び形態

(3) 生活交通路線に係る輸送サービスの水準

(4) 生活交通路線に係る輸送サービスの提供主体

(5) 生活交通路線に係る輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、公的支援のあり方

(6) その他必要な事項

(分科会)

第6 地域別部会は、必要に応じて市町村及び事業者等で構成する分科会を設けることができる。

(既存会議体との関係)

第7 第2に掲げる地域において、既に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定による協議会又はこれに類する会議体（以下「会議体等」という。）がある場合は、当該会議体等での協議等を地域別部会での協議等とすることができる。

2 前項に規定する会議体等は、別表3に掲げるものとする。

(事務局)

第8 地域別部会の事務局は、地域振興局の企画振興を所管する課に置く。ただし、第7第1項に規定する会議体等の事務局については、この限りでない。

(その他)

第9 第3、第4及び第8の規定について、会長が必要と認めるときは、これによらないことができる。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は地域別部会において定める。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月11日から施行する。

別表 1

・関係市町村の長
・地域振興局長
・国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長
・関係鉄道事業者が指名する者
・関係バス事業者の代表者等
・関係タクシー事業者の代表者等
・長野県私鉄労働組合連合会の各地域を代表する者等
・利用者代表
・その他必要と認める者

別表 2

地域	関係市町村				
佐久	小諸市	佐久市	小海町	佐久穂町	川上村
	南牧村	南相木村	北相木村	軽井沢町	御代田町
	立科町				
上田	上田市	東御市	長和町	青木村	
諏訪	岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町
	原村				
上伊那	伊那市	駒ヶ根市	辰野町	箕輪町	飯島町
	南箕輪村	中川村	宮田村		
南信州	飯田市	松川町	高森町	阿南町	阿智村
	平谷村	根羽村	下條村	売木村	天龍村
	泰阜村	喬木村	豊丘村	大鹿村	
木曽	上松町	南木曽町	木曽町	木祖村	王滝村
	大桑村				
松本	松本市	塩尻市	安曇野市	麻績村	生坂村
	山形村	朝日村	筑北村		
北アルプス	大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村
長野	長野市	須坂市	千曲市	坂城町	小布施町
	高山村	信濃町	飯綱町	小川村	
北信	中野市	飯山市	山ノ内町	木島平村	野沢温泉村
	栄村				

別表 3

・南信州地域交通問題協議会
・木曽地域公共交通活性化協議会

長野県公共交通活性化協議会 北アルプス地域別部会構成員名簿

資料1-2

1 長野県公共交通活性化協議会地域別部会設置要領(以下「要領」という。)改正の趣旨

長野県公共交通活性化協議会地域別部会において、生活交通確保対策のうち、広域で協議が必要な通学、通院、観光のための移動の保証や各地域における保証すべきサービスの水準を定めるにあたり、責任ある者により議論決定を行う必要があるため。

2 構成員選定の考え方

- (1) 「〇〇事業者の代表者等※」と規定されている構成員については、北アルプス地域に係る事業において責任をもって議論できる方に引き続きお願いしたいと考えています。
- (2) 観光に係る品質保証を協議するため、各市町村ごとに観光関係者の参加をお願いしたいと考えています。

構成分野		(旧)要領別表1による構成員	従 前(R5.11時点)		見直し後(案)		
			役職等	氏名	(新)要領別表1の規定	団体名・役職名	氏名
行政関係	国	国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画専門 官	山岸 康範	国土交通省北陸信越運輸 局長長野運輸支局長	国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局長	山岸 忠政
	県	北アルプス地域振興局	企画振興課長	土屋 征寛	北アルプス地域振興局長	北アルプス地域振興局長	斎藤 政一郎
	市町村	大町市	情報交通課長	鷲澤 久志	関係市町村の長	大町市長	牛越 徹
		池田町	住民課長	寺嶋 秀徳		池田町長	矢口 稔
		松川村	総務課政策企画係 長	久保 充史		松川村長	須沢 和彦
		白馬村	総務課企画調査係 長	山岸 大祐		白馬村長	丸山 俊郎
公共交通事業者	鉄道	東日本旅客鉄道(株)長野支社	信濃大町駅長	小山 聡	関係鉄道事業者が指名す る者	東日本旅客鉄道(株)長野支 社 企画部長	大川 敦
		西日本旅客鉄道(株)金沢支社	交通企画室長	鹿野 剛史		西日本旅客鉄道(株)金沢支 社 交通企画室長	鹿野 剛史
	バス	アルピコ交通(株)長野支社白馬 営業所	所長	工藤 秀行	関係バス事業者の代表者 等 ※	アルピコ交通(株)長野支社 白馬営業所 所長	工藤 秀行
		(株)関電アメニックス北アルプ ス交通事業部	事業部長	佐藤 洋之		(株)関電アメニックス北アル プス交通事業部 事業部長	佐藤 洋之
		(有)やまびこ	専務取締役	江津 敦志		(有)やまびこ 専務取締役	江津 敦志
	タク シー	安曇観光タクシー(株)	代表取締役	耳塚 喜門	関係タクシー事業者の代 表者等 ※	安曇観光タクシー(株) 代表取締役	耳塚 喜門
		アルプス第一交通(株)	所長	菅谷 友和		アルプス第一交通(株) 所長	菅谷 友和
		アルピコタクシー(株)大町支社	支社長	薄井 浩章		アルピコタクシー(株)大町支 社 支社長	薄井 浩章
		白馬観光タクシー(株)	代表取締役	風間 雅裕		白馬観光タクシー(株) 代表取締役	風間 雅裕
	交通事業関 係者	長野県私鉄労働組合連合会	交通政策委員	丸山 智広	長野県私鉄労働組合連合会 の各地域を代表する者等	長野県私鉄労働組合連合会 交通政策委員	丸山 智広
	利用者代表	大町市シニアクラブ連合会	事務局長	長崎 喜治	利用者代表	大町市シニアクラブ連合会 事務局長	長崎 喜治
		池田工業高等学校PTA	会長	中山 千並		池田工業高等学校PTA会長	大出 敏弘
		大町市立大町総合病院	総務課長	北澤 好泰		大町市立大町総合病院 総務 課長	鳥羽 嘉明
		JA長野厚生連北アルプス医 療センター あづみ病院	総務人事課長	山崎 泰彦		JA長野厚生連北アルプス医 療センターあづみ病院 総務 人事課長	山崎 泰彦
観光関係者	観光関係者	—			その他必 要と認め る者	(一社)大町市観光協会 会長	遠藤 高弘
		—				(一社)池田町観光協会 代表 理事	矢崎 昭和
		—				松川村観光協会 会長	須沢 和彦
		一般社団法人白馬村観光局	事務局長	福島 洋次 郎		(一社)白馬村観光局 代表理 事	伊藤 英喜
		—				(一社)小谷村観光協会 代表 理事	中村 義明
学識経験者	学識経験者	国立大学法人信州大学工学 部	准教授	高瀬 達夫	学識経験者	国立大学法人信州大学工学 部 准教授	高瀬 達夫
長野県関係 者	長野県関係 者	北アルプス地域振興局			長野県関係 者	北アルプス地域振興局企画 振興課長	半崎 洋一
		大町建設事務所維持管理課	企画幹兼課長	宮下 修		大町建設事務所維持管理課 長	濱 智裕
		大町警察署	交通課交通規制係 長	奥原 徹		大町警察署交通課長	市川 透

長野県公共交通活性化協議会 北アルプス地域別部会出席者(11月22日)

構成分野		構成員			出席者	備考
		(新)要領別表1の規定	団体名・役職名	氏名		
行政関係	国	国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長	国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長	山岸 忠政	首席運輸企画専門官(企画調整担当) 山岸 康範	
	県	北アルプス地域振興局長	北アルプス地域振興局長	斎藤 政一郎	局長 斎藤 政一郎	(会場出席)
	市町村	関係市町村の長	大町市長	牛越 徹	情報交通課長 鷲澤 久志	
			池田町長	矢口 稔	住民課環境係長 丸山 剛	
			松川村長	須沢 和彦	総務課長 太田 健一	
			白馬村長	丸山 俊郎	観光課長 鈴木 広章	
小谷村長	中村 義明	観光地域振興課長 太田 勝				
公共交通事業者	鉄道	関係鉄道事業者が指名する者	東日本旅客鉄道(株)長野支社 企画部長	大川 敦	マネージャー 吉瀬 孝	
			西日本旅客鉄道(株)金沢支社 交通企画室長	鹿野 剛史	(欠席)	
	バス	関係バス事業者の代表者等 ※	アルピコ交通(株)長野支社白馬営業所 所長	工藤 秀行	白馬営業所 所長 工藤 秀行	
			(株)関電アメニックス北アルプス交通事業部 事業部長	佐藤 洋之	事業部長 佐藤 洋之	
			(有)やまびこ 専務取締役	江津 敦志	(欠席)	
	タクシー	関係タクシー事業者の代表者等 ※	安曇観光タクシー(株) 代表取締役	耳塚 喜門	代表取締役 耳塚 喜門	
			アルプス第一交通(株) 所長	菅谷 友和	(欠席)	
			アルピコタクシー(株)大町支社支社長	薄井 浩章	(欠席)	
			白馬観光タクシー(株) 代表取締役	風間 雅裕	(欠席)	
交通事業関係者	長野県私鉄労働組合連合会の各地域を代表する者等	長野県私鉄労働組合連合会 交通政策委員	丸山 智広	(欠席)		
利用者代表	利用者代表	大町市シニアクラブ連合会 事務局長	長崎 喜治	事務局長 長崎 喜治	(会場出席)	
		池田工業高等学校PTA会長	大出 敏弘	(欠席)		
		大町市立大町総合病院 総務課長	鳥羽 嘉明	総務課長 鳥羽 嘉明		
		JA長野厚生連北アルプス医療センターあづみ病院 総務人事課長	山崎 泰彦	総務人事課長 山崎 泰彦		
観光関係者	その他必要と認める者	観光関係者	(一社)大町市観光協会 会長	遠藤 高弘	会長 遠藤 高弘	
			(一社)池田町観光協会 代表理事	矢崎 昭和	事務局長 片瀬 登	
			松川村観光協会 会長	須沢 和彦	(欠席)	
			(一社)白馬村観光局 代表理事	伊藤 英喜	(欠席)	
			(一社)小谷村観光協会 代表理事	中村 義明	事務局長 堀 克彦	
学識経験者		学識経験者	国立大学法人信州大学工学部 准教授	高瀬 達夫	(欠席)	
長野県関係者		長野県関係者	北アルプス地域振興局企画振興課	半崎 洋一	課長 半崎 洋一	(会場出席)
			大町建設事務所維持管理課長	瀨 智裕	課長 瀨 智裕	(会場出席)
			大町警察署交通課長	市川 透	交通課主任 山口 隆照	
事務局	長野県北アルプス地域振興局 企画振興課				課長補佐 等々力 千恵子	
					主任 今井 溪	
					主事 大竹 伸弘	
オブザーバー	長野県企画振興部交通政策局交通政策課				課長 丸山 正徳	
					主事 柳澤 慶樹	
	特定非営利活動法人SCOP				主任研究員 富樫 慎	

1 長野県公共交通活性化協議会の委員の見直しについて

2 長野県地域公共交通計画地域編の更新について

◆ 長野県地域公共交通計画について

◆ 今後の地域別部会の進め方

- ・今年度以降のスケジュールについて
- ・主に議論が必要な事項

3 意見交換

長野県公共交通活性化協議会の委員の見直しについて

- 県・市町村・交通事業者の役割分担を含めた今後の公共交通のあり方や具体的な取組について、意思決定ができる者により議論及び決定を行う必要
- そのため、これまで実務者レベルが中心であった協議会委員について、市町村長等の意思決定ができる者に見直しを行う
- 併せて、地域別部会においても同様に委員の見直しを行うとともに、実務者による個別具体的な検討を行う場として、新たに協議会に作業部会を、地域別部会に分科会を設置する

これまで

協議会

【協議会長】

長野県企画振興部交通政策局長

【主な構成員】

市町村…広域代表市町村担当課長

交通事業者…事業者ごとレベル感はまちまち

(代表取締役社長、担当部長、担当課長)

地域別部会

【部会長】

地域振興局企画振興課長

【主な構成員】

市町村…管内市町村担当課長、担当者

交通事業者…事業者ごとレベル感はまちまち

(代表取締役社長、担当部長、担当課長)

見直し後

協議会

※実務担当者レベルの作業部会を新設

【協議会長】

長野県知事

【主な構成員】

市町村・交通事業者

…市町村首長や事業者代表者等意思決定ができる者

地域別部会

※実務担当者レベルの分科会を新設

【部会長】

地域振興局長

【主な構成員】

市町村・交通事業者

…市町村首長や事業者代表者等意思決定ができる者

通院・通学・観光関係者（追加）

…保証すべき移動に係る関係者

長野県公共交通活性化協議会の組織（見直し後）

長野県公共交通活性化協議会

【構成】※構成団体の意思決定ができる者が委員

- 国・県・市町村
- 公共交通事業者
- 交通事業関係者
- 道路管理者
- 観光関係者
- 利用者代表
- 学識経験者
- その他必要と認める者

【協議事項】

- 計画の策定及び変更に関する事。
- 計画に位置付けられた取組事業の実施に関する事。
- 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくり及びその他の生活交通のあり方一般に関する事。等

バス交通専門部会

【構成】※意思決定ができる者が委員 (実際には実務者レベルで議論)

- 国・県・市町村
- バス協会
- 長野県私鉄労働連合会
- 関係バス事業者

【協議事項】

- 乗合バス路線の休止又は廃止に係る生活交通の確保に関する事。
- 乗合バス路線の維持に関する事。
- 乗合バスに係る国庫補助制度の活用に関する事。等

地域別部会（10広域ごと）

【構成】※意思決定ができる者が委員

- 国・県・市町村
- 公共交通事業者
- 利用者代表
- その他必要と認める者

【協議事項】

- 計画に係る協議等全般
- 生活交通路線に係る輸送サービスの範囲及び形態
- 生活交通路線に係る輸送サービスの水準
- 生活交通路線に係る輸送サービスの提供主体 等

作業部会【新設】

【構成】※実務者が委員

- 国・県・市町村
- 公共交通事業者
- 交通事業関係者
- 道路管理者
- 観光関係者
- 利用者代表
- 学識経験者
- その他必要と認める者

【検討事項】※個別具体的な内容の検討

- 計画の策定及び変更に関する事。
- 計画に位置付けられた取組事業の実施に関する事。
- 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくり及びその他の生活交通のあり方一般に関する事。等

地域別部会分科会（10広域ごと）【新設】

【構成】※実務者が委員

- 国・県・市町村
- 公共交通事業者
- 利用者代表
- その他必要と認める者

【検討事項】※個別具体的な内容の検討

- 計画に係る協議等全般
- 生活交通路線に係る輸送サービスの範囲及び形態
- 生活交通路線に係る輸送サービスの水準
- 生活交通路線に係る輸送サービスの提供主体 等

長野県地域公共交通計画の構成（令和6年6月策定）

計画の位置づけ・目的等

◆「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」に基づく地域公共交通計画として策定
◆行政や交通事業者などの関係者が共通の認識を持ち、一体となって取り組む具体的な施策、役割分担や推進体制等を示す
◆計画区域：長野県全域、計画期間：令和6年度～令和10年度

地域公共交通を取り巻く状況

本県を取り巻く状況

・地域特性
・公共交通の整備状況
・県民の移動実態
・公共交通に係る情勢等

現状と課題

①維持・運行に関する課題

・担い手不足
・利用者の減少
・事業者の経営悪化
・免許返納者の増加等

②利便性向上に関する課題

・キャッシュレス決済導入の遅れ
・情報提供環境の整備・充実等

③脱炭素化に向けた課題

・自家用車への過度な依存
・公共交通機関の脱炭素化等

公共交通等リ・デザイン（再構築）方針（計画の基本方針等）

目指す将来像

自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を実現する。特に通院・通学等の日常生活における移動や観光地への円滑な移動が確保されている状態を目指す。

基本的な方針

モータリゼーションの進展や少子高齢化・人口減少の急速な進行を背景として、地域公共交通を民間事業者の自助努力のみで維持していくことは困難な状況となっている。このため、官民連携のもと、行政の主体的な関与により、「社会的共通資本」である地域公共交通の維持・発展、利便性の向上を図る。

計画の目標

①日常生活における自家用車から公共交通への利用転換
②通院・通学・観光に必要な移動の保証
③公共交通におけるサービスの品質保証

保証すべき移動

公共交通等を利用して…

・通院…圏域の中核的な医療機関に通院できる
・通学…圏域内の高校に通学できる
・観光…鉄道駅や宿泊施設から圏域内の主要な観光地へアクセスできる

保証すべきサービスの品質（品質保証）

①ダイヤ・便数
・通院…午前中に通院でき、午後の早い時間帯に帰宅できる
・通学…始業前に通学できる、授業終了後・課外活動終了後に帰宅できる
・観光…円滑な乗継ができるダイヤ設定＋十分な滞在時間が確保できる
②決済環境…全県の交通機関で交通系ICカードが整備されている
③情報提供…バス路線情報等を検索できる環境の整備＋最新情報の維持
④拠点整備…主要な交通結節点において、快適な待合が整備されている
⑤定時性確保…朝夕や降雪時等における渋滞対策等が講じられている

品質保証を実現させるための具体的な目標や方策を10広域圏ごとに作成し、行政や交通事業者等の関係者が一体となって品質保証の実現に向けて取り組む

施策の方向性

1 地域公共交通の担い手確保
2 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築
3 利用しやすい地域公共交通の実現
4 移動における脱炭素化の推進

関係者間の役割分担の原則

県

広域圏間や広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な移動手段（主要幹線、幹線）の維持・確保（バス路線の運行費支援、地域鉄道路線に係る関係者の話し合いの場の設置、市町村のサポート等）

市町村

隣接する市町村間や市町村内における移動手段（準幹線、支線）の維持・確保、観光地へのアクセス確保

事業者

自主運行路線や行政から受託した路線における安全・安心な運行、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上

県民

公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす」という意識を持って、日常生活の中で積極的に公共交通を利用する

地域公共交通ネットワークの構築

●【広域高速交通軸（三大都市間連携）】
【例：北陸新幹線、県外高速バス等】
交通事業者が主体となって維持・確保を図る。

●【主要幹線（隣接県連携、広域圏間連携）】
【例：鉄道、県内高速バス】
県が主体的に関与し、交通事業者や沿線市町村とも連携しながら維持・確保を図る。

●【幹線（圏域中心市町・周辺市町村間連携）】
【例：鉄道（別所線、上高地線）、バス（地域間幹線系統）】
県が主体的に関与しつつ、広域圏の中心市町村・沿線市町村・交通事業者等と連携し、維持・確保を図る。

●【準幹線（市町村間連携）】
【例：路線バス】
沿線市町村が主体的に維持・確保を図る。

●【支線（市町村内連携）】
【例：路線バス、デマンド】
市町村が主体的に維持・確保を図る。
※観光地へのアクセスは観光事業者とも連携して確保を図る

施策・事業

1 地域公共交通の担い手の確保

・バス・タクシー運転手等の人材確保・育成の取組に対する支援等

2 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

・地域鉄道路線の維持、安全性向上等
・県内高速バス路線の確保・充実
・広域的・幹線的なバス路線の維持・確保等

3 利用しやすい地域公共交通の実現

・キャッシュレス決済環境の整備推進
・公共交通情報のオープンデータ化の推進等

4 移動における脱炭素化の推進

・モビリティマネジメントの推進等

指標・目標値

（例）

○県内公共交通機関利用者数
R4：82,180千人⇒R10：100,000千人

○県民一人当たりの公共交通利用回数
R4：40.6回⇒R10：50回

○乗合バス事業者の運転手数等
R5：1,313人⇒R10：1,500人

◆目標設定の考え方：コロナ前水準までの回復を目指す

地域編（10広域圏ごとに作成）

○地域特性、公共交通の現状・課題

○地域の交通ネットワーク（拠点と幹線等の設定）

○今後、さらに通院・通学・観光のアクセス確保、品質保証の具体化に向けて検討

佐久 上田 諏訪 上伊那 南信州

木曽 松本 北ア 長野 北信

長野県地域公共交通計画地域編の更新について

計画では、**通院・通学・観光**の移動を保証するとともに、保証すべきサービス（①ダイヤ・便数、②決済環境、③情報提供、④拠点整備、⑤定時性確保）を掲げている

保証すべき移動

公共交通等を利用して…

- ・**通院**…圏域の中核的な医療機関に通院できる
- ・**通学**…圏域内の高校に通学できる
- ・**観光**…鉄道駅や宿泊施設から圏域内の主要な観光地へアクセスできる

保証すべきサービスの品質（品質保証）

①ダイヤ・便数

- ・**通院**…午前中に通院でき、午後の早い時間帯に帰宅できる
- ・**通学**…始業前に通学できる、授業終了後・課外活動終了後に帰宅できる
- ・**観光**…円滑な乗継ができるダイヤ設定＋十分な滞在時間が確保できる

②決済環境…全県の交通機関で交通系ICカードが整備されている

③情報提供…バス路線情報等を検索できる環境の整備＋最新情報の維持

④拠点整備…主要な交通結節点において、快適な待合が整備されている

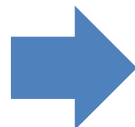
⑤定時性確保…朝夕や降雪時等における渋滞対策等が講じられている

掲げた保証すべきサービスは、**最低限の品質**

→ 地域ごとに必要なサービスの水準を議論し、品質保証を実現させるための具体的な取組等を10広域圏ごとに地域編に取りまとめる必要

現状の地域編

- ・地域特性
- ・地域公共交通の概況
- ・地域公共交通の課題



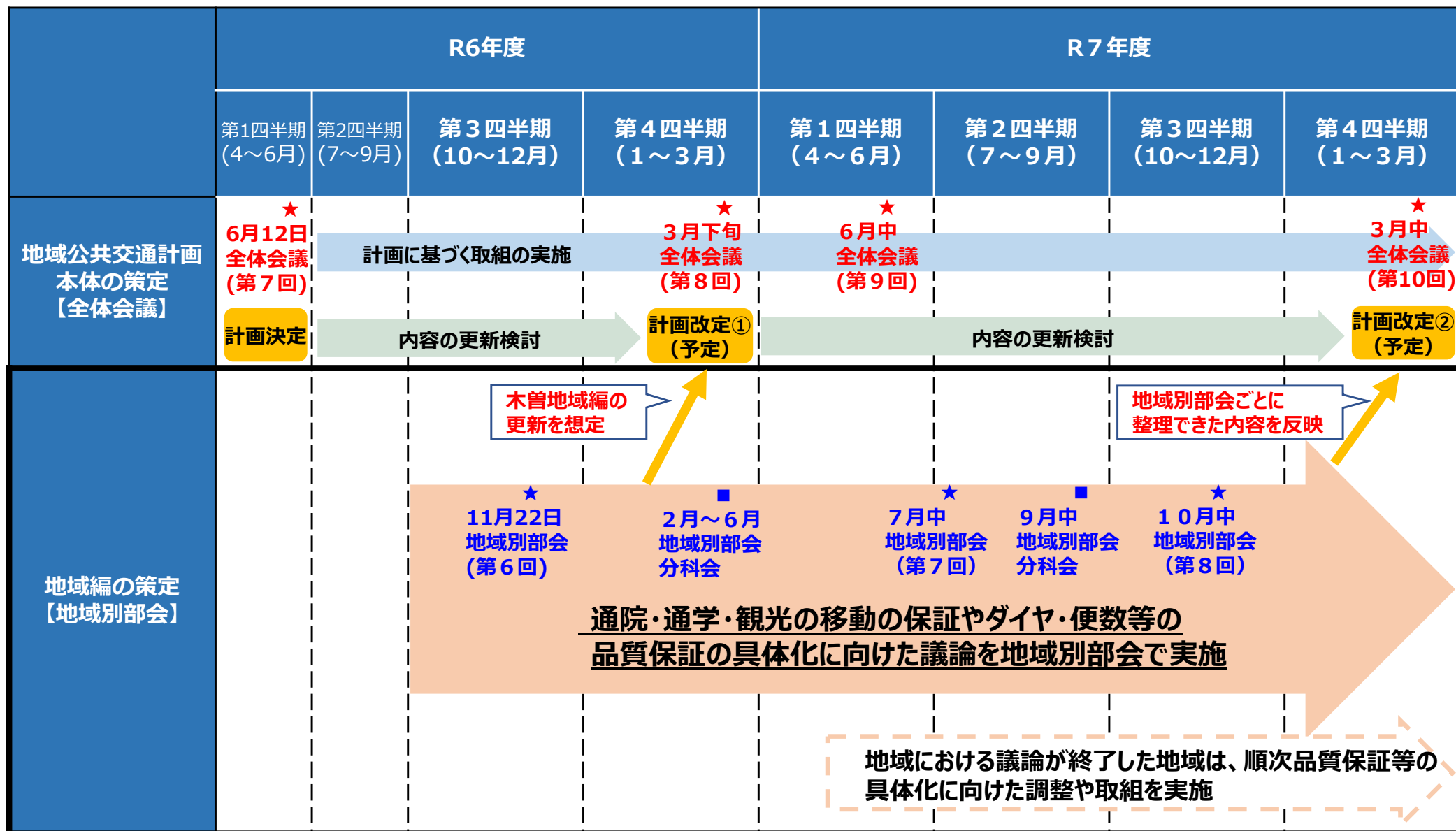
今後の地域編

（現状の地域編に以下を追加）

- ・拠点と軸の再設定
- ・保証すべき品質
- ・品質を保証するための具体的な取組

地域編更新に係る今後のスケジュール（案）について

- 公共交通におけるサービスの品質保証を行うため、バス路線の見直しや行政支援の在り方を含め、地域編の具体化を検討



主に議論が必要な事項

- 当部会では、ＪＲ大糸線の現行ダイヤでの移動を含めて品質保証の議論を行う

【検討の項目】

- ◆保証すべき輸送サービスの範囲及び形態
- ◆ // 輸送サービスの水準
- ◆ // 輸送サービスの提供主体

【検討の観点】

- ◆通院・通学・観光における品質が保証されているか

※ダイヤ・便数の保証すべきサービスの品質

（県計画記載、今後地域別部会において地域における品質を議論）

通院：午前中に通院でき、午後の早い時間帯に帰宅できる

通学：始業前に通学できる、授業終了後・課外活動終了後に帰宅できる

観光：円滑な乗継ができるダイヤ設定+十分な滞在時間が確保できる

- ◆利用状況・実態を鑑みて適切な路線となっているか

- ・現行路線の起点、経由地、終点が妥当か
- ・運行ダイヤ、便数、運行形態や車両のサイズが適切か

- ◆路線同士が競合していないか

- ・複数の事業者が類似の路線を走行していないか
- ・幹線同士又は幹線と準幹線や支線の一部が重複していないか

主に議論が必要な事項（拠点の再設定）

- バス路線等の検討を行うに当たっては、まずは、具体的な**拠点**（交通結節点や目的施設）を設定しなければ、どのようなバス路線が必要か検討ができない
 - 現在の地域編でも拠点を設定しているが、具体的な施設等ではなく、駅や市町村役場周辺など**抽象的な記載**に留まる
- 今後は、具体的な施設等を以下の種別・位置づけに基づき、拠点として**再設定**するための議論を実施していく予定

種別	位置づけ
①広域拠点	三大都市圏と直接アクセス可能な 交通結節点 （新幹線駅や在来線特急停車駅など）
②圏域拠点	圏域の中心市町の 交通結節点 （駅・複数路線が乗り入れるバス停など） ※地域別部会での協議により圏域内に複数設定することも可 ※一般的な行政手続きや日用品の買物等を行うことができる生活の拠点機能を有することが望ましい
③地域拠点	・各市町村中心部の 交通結節点 （駅や市町村役場など）※②圏域拠点以外 ・中核的な 医療機関 、 高校 、地域の主要な 観光地

主に議論が必要な事項（拠点間の接続）

- 拠点の再設定ができれば、具体的に、拠点間をどう接続するか検討が可能に
- 接続の検討を行う際には、まず、地域で必要な通院・通学・観光に係る保証すべきサービスの品質を議論
(例) 北アルプス地域では、○時までに中核的な医療機関へ通院できるようにする
- 地域で決定した品質が保証できるよう、以下の役割分担を基本に拠点間の接続を議論を実施していく予定

	路線の位置づけ	関与の主体	検討の場
圏域拠点 ↓ 地域拠点	C : 幹線	県	地域別部会
地域拠点 ↓ 地域拠点・集落等 (市町村を跨ぐ)	D : 準幹線	市町村	地域別部会 ・ 市町村公共交通会議
地域拠点 ↓ 地域拠点・集落等 (市町村内)	E : 支線	市町村	市町村公共交通会議

※県では、C : 幹線
に対する新たな
支援制度を検討中

8. 北アルプス地域

8-1 地域特性など

- 北アルプス地域は県の北西部に位置し、大町市、池田町、松川村の3市町村は松本盆地の北部に市街地が形成されています。また、北部の白馬村は白馬盆地に、小谷村は姫川の流域に居住区などが形成されています。域内の大半が豪雪地帯に指定されており、とくに白馬・小谷の両村は特別豪雪地帯にも指定されています。
- 南側で接する松本地域との流動が最も多く、これに次いで長野地域との流動がみられます。新潟県とも県境を接しており、一定数の流動があります。
- 商業施設、病院、高等学校などが最も多く立地しているのは、圏域中心である大町市街地で、この他に池田町中心部にも、まとまった施設立地がみられます。
- 主な観光地としては、北アルプスの山岳・自然資源を活かしたものが多く、冬のスキーに加え、近年ではグリーンシーズンの観光客も増えてきています。とくに外国人観光客が多いことが特徴です。
- また、西に隣接する富山県の黒部ダムは大町市扇沢がダム行きの電気バスの起点となっており、20分程度でアクセスできます。大町温泉郷は立山黒部アルペンルート観光の拠点にもなっています。さらに、バスターミナルのある白馬村八方エリアも観光の拠点になっています。

8-2 地域公共交通の概況

- J R 大糸線が南北に縦貫し、南は松本駅で篠ノ井線に接続、北は新潟県の糸魚川駅で北陸新幹線及びえちごトキめき鉄道に接続しています。南小谷駅以南はJ R 東日本、南小谷駅以北はJ R 西日本と運営が分かれており、運行本数なども異なります。
- 路線バスについては、圏域を跨ぐ路線として、長野駅を起点とするアルピコ交通の長野・大町（扇沢）線、長野・白馬線の2路線があります。このうち、長野・大町（扇沢）線の冬期運行はアルピコタクシーが担っています。
- この他に事業者路線として、白馬駅から八方を経由し、梅池に向かうアルピコ交通の白馬・八方・梅池線や、信濃大町駅から扇沢駅までを結ぶアルピコ交通と関電アメニックス北アルプス交通による共同運行の扇沢線などがあります。
- 市町村界を越えるコミュニティ路線として、大町市民バスが3路線あり、支所地域等から大町市街地を結んでいます。また、池田町も町営バスを運行しており、J R 大糸線の信濃松川駅、穂高駅、J R 篠ノ井線の明科駅までを結んでいます。
- 各市町村においては、市町村民バス、福祉バス、デマンドタクシーなど、地域の実情にあったバスやタクシーが運行され、通院や通学、買い物など地域住民の生活の足としての役割を担っています。

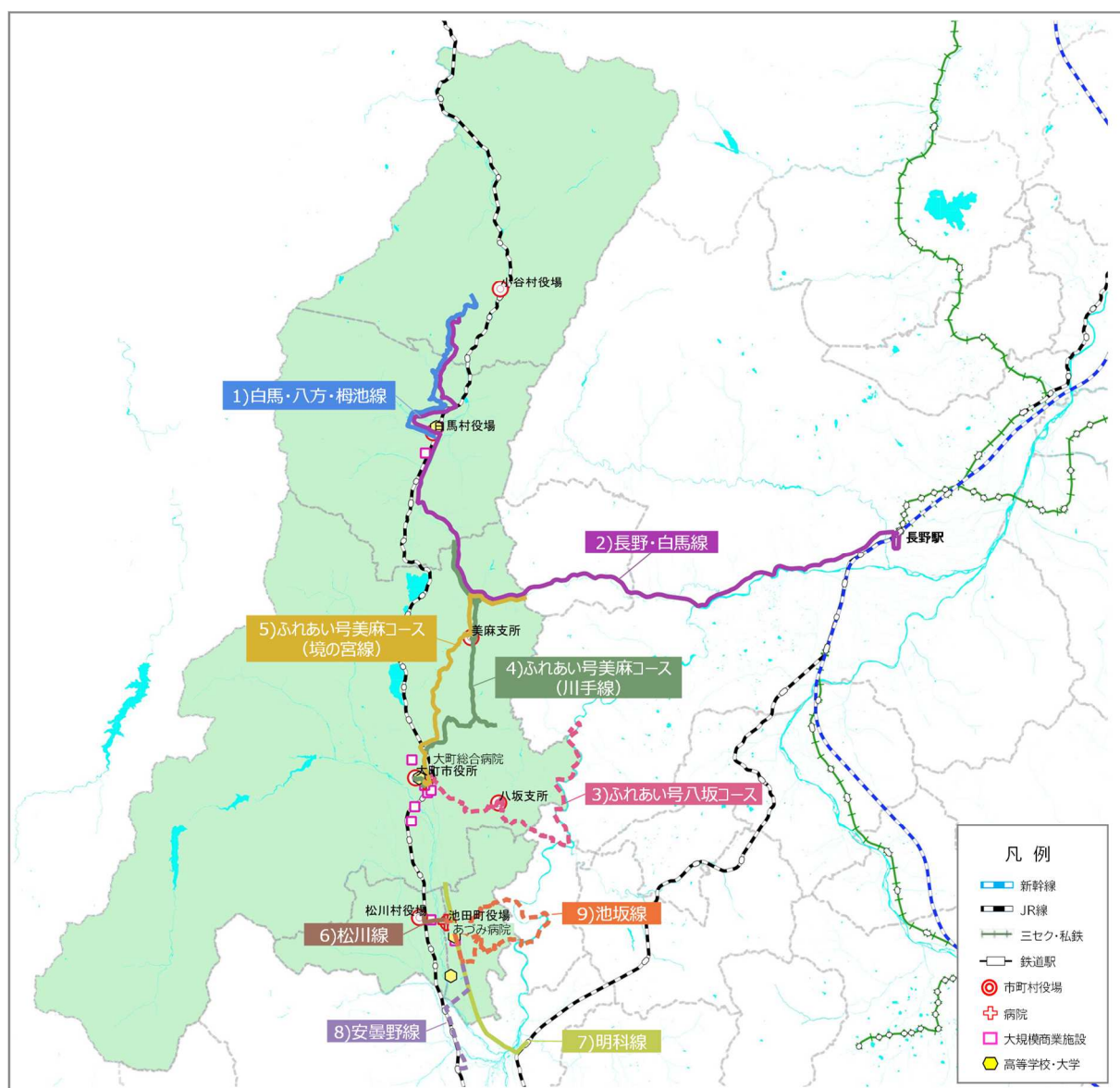
8-3 地域公共交通の課題

- 地域の日常生活においては、各市町村中心部へのアクセスが必要で、そのためにバス路線や鉄道路線が確保されていることが非常に重要となります。J R 大糸線に接続することで、松本方面など地域外への移動にも対応できます。また、バス路線として長野・大町（扇沢）線、長野・白馬線へのアクセスも重要で、これにより長野方面への移動に対応できます。
- J R 大糸線については、松本～有明間はある程度の運行本数があるものの、信濃大町、南小谷と北に行くにつれて運行間隔が長くなり、2時間以上空く時間帯もあります。また、南小谷駅で乗り換えのための待ち時間も長くなるケースが多いなど、利便性に課題がある状況にあります。南小谷～糸魚川間は利用者数が少なくなっていることから、沿線自治体などで構成される大糸線利用促進輸送強化期成同盟会、大糸線活性化協議会や小谷村大糸線振興会議などの団体は、沿線の情報発信やイベント開催などにより利用促進に努めています。
- 地域公共交通の利用者、とくに通院や通学のために市町村域を超えた移動が必要な高齢者や高校生などが多くいます。利便性の向上を図るため、鉄道を補完するかたちで圏域内の市町村を跨ぐ広域的な路線の構築・充実が必要と考えられます。
- 利用者の利便性向上のため、圏域間（内）連携軸であるJ R 大糸線の主要駅から周辺的生活関連施設や観光拠点にアクセスする二次交通を充実させる必要があります。

市町村界を跨ぐ主なバス路線の状況

令和 5 年 10 月 1 日現在
(データの年次は令和 4 年度のもの。ただし地域間幹線系統の
国庫補助額は令和 6 年度申請のもの)

No.	路線種別	運行事業者 (委託先)	路線名	路線 距離	運行便数 (往復数)	利用者数 (輸送人員)	収支率	国庫申請額 (千円)
1	事業者路線 (その他一般路線)	アルピコ交通	白馬・八方・栢池線	12.2	4.0	10,876		
2			長野・白馬線	57.9	15.0			
3	コミュニティ路線 (廃止代替含む)	やまびこ	ふれあい号八坂コース	28.8	6.5	8,822	7.3%	
4		北アルプス交通	ふれあい号美麻コース (川手線)	28.3	5.0	15,585	8.7%	
5		北アルプス交通	ふれあい号美麻コース (境の宮線)	24.1	6.0			
6		安曇観光タクシー	松川線	8.4	7.5	7,332	27.4%	
7		安曇観光タクシー	明科線	13.2	6.0	12,565	41.2%	
8		安曇観光タクシー	安曇野線	11.1	6.0	7,973	26.1%	
9		安曇観光タクシー	池坂線	24.7	3.0	1,897	22.3%	



8-1 地域公共交通の将来ネットワーク

A 広域高速交通軸(三大都市間連携)

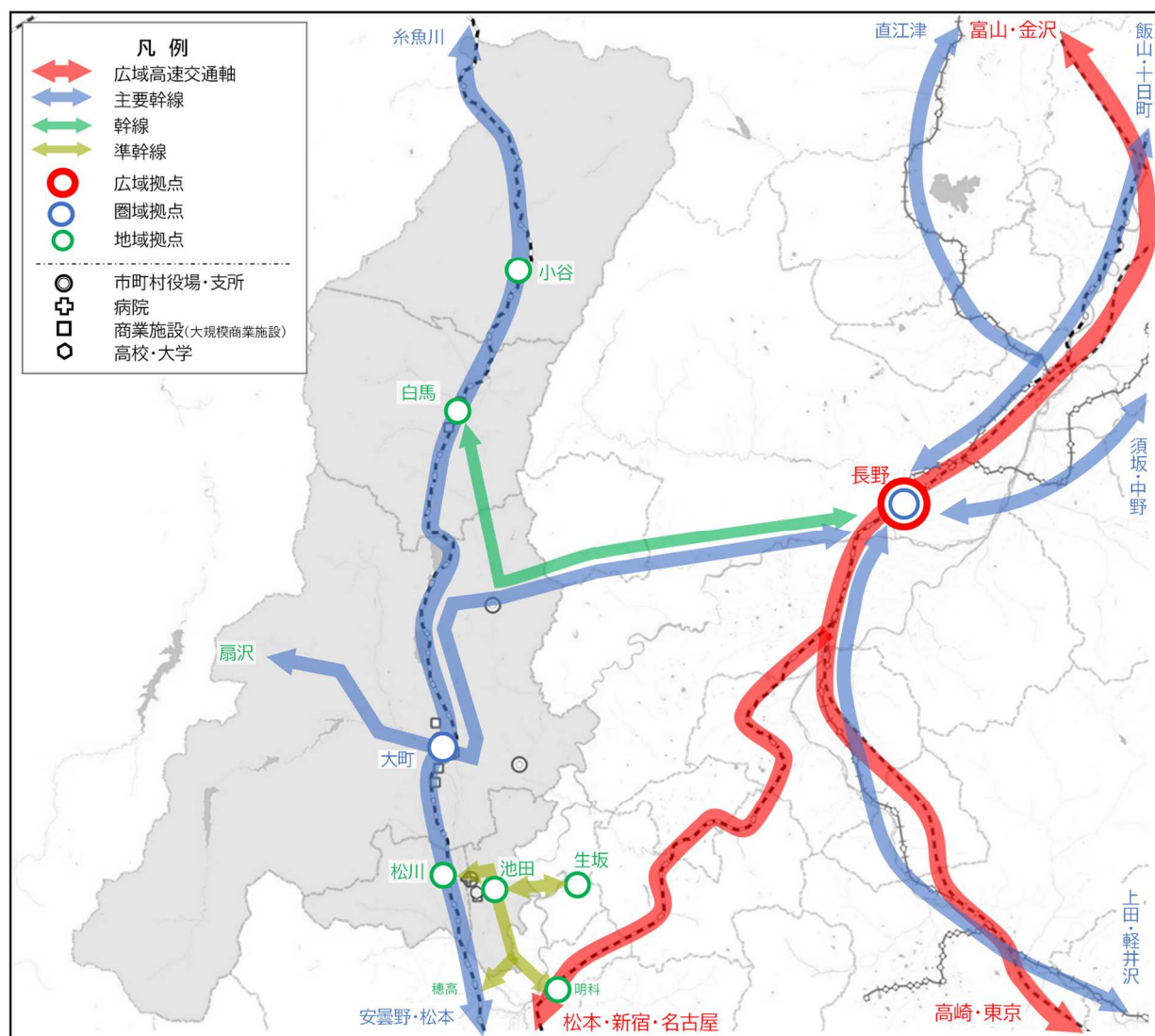
北アルプス地域内には広域高速交通軸が設定されていませんが、長野駅で北陸新幹線と信越本線、松本駅で篠ノ井線へ接続させることで、広域的なアクセスを担保します。

B 主要幹線(隣接県連携・広域圏間連携)

地域の南北軸として走る J R 大糸線は地域住民の日常移動や観光を支える重要な路線であり、主要幹線に位置づけます。

運行事業者や沿線市町村とも連携し、路線の活性化、利用促進に取り組んでいくものとします。

バス路線については、長野・大町(扇沢)線を主要幹線と位置づけ、(必要に応じて)国・県の地域間幹線系統補助の活用についても検討を進めます。



C 幹線(圏域中心市町・周辺市町村間連携)

北アルプス地域においては、幹線として長野・白馬線を位置づけます。なお、J R 大糸線は主要幹線のみならず幹線の役割も併せ持つものと位置づけます。また、今後は幹線に該当するバス路線の検討も必要と考えられます。

D 準幹線(市町村間連携)

鉄道路線が各市町村の中心部(地域拠点)付近を通っているものについては、当該路線が準幹線も兼ねるものとしますが、地域拠点が鉄道駅から離れている町については、バス路線等での接続を図ります。具体的には池田町営の 3 路線のコミュニティバスが該当し、J R 大糸線の信濃松川駅、穂高駅、J R 篠ノ井線の明科駅に接続します。その他、池田町と生坂村を結ぶ池坂線も準幹線に位置づけます。

拠点と軸の設定

区分	名称	位置づけ	具体的な路線・拠点	
拠点	広域拠点	・三大都市圏などと接続する県の玄関口	—	—
	圏域拠点	・圏域の中心地	大町市	・大町(信濃大町駅周辺)
	地域拠点	・各市町村内における交通結節点、目的先施設	池田町	・池田(あづみ病院・町役場周辺)
			松川村	・松川(信濃松川駅・村役場周辺)
			白馬村	・白馬(駅周辺)
			小谷村	・小谷(南小谷駅・村役場周辺)
軸	広域高速交通軸	・三大都市圏と県内の広域拠点を高速で結ぶ軸	—	—
	主要幹線	・隣接県と県内や県内の広域圏間(圏域拠点)を結ぶ路線	鉄道	・大糸線 [JR東日本(南小谷以南)] ・大糸線 [JR西日本(南小谷以北)]
			バス	・☆長野・大町(扇沢)線 [アルピコ交通・アルピコタクシー]
	幹線	・圏域の中心市町(圏域拠点)と市町村(地域拠点)を結ぶ路線	バス	・長野・白馬線 [アルピコ交通]
	準幹線	・圏域の中心市町以外の市町村間(地域拠点)を結ぶ路線	バス	・松川線[池田町営] ・明科線[池田町営] ・安曇野線[池田町営] ・池坂線[生坂村営]

★＝国・県の地域間幹線系統補助対象路線

☆＝国・県の地域間幹線系統補助の対象となる可能性がある路線

長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会 分科会設置要領

(目的)

第1 長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会（以下、「地域別部会」という。）の行う所掌事項の内容の個別具体的な検討を行うため、長野県公共交通活性化協議会地域別部会設置要領第6の規定により、北アルプス地域別部会内に次の分科会を設置する。

(1) 総括分科会

(2) 分野別分科会

ア 通院・通学分科会

イ 観光（北部）分科会

ウ 観光（南部）分科会

(検討事項)

第2 各分科会は、それぞれ次の内容について検討を行い提案又は報告を行う。

(1) 総括分科会（地域別部会に提案）

ア 長野県地域公共交通計画北アルプス地域編に関する協議等全般

イ その他必要な事項

(2) 分野別分科会（総括分科会に報告）

ア 保証すべき輸送サービスの範囲及び形態

イ 保証すべき輸送サービスの水準

ウ 保証すべき輸送サービスの提供主体

エ 保証すべき輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、公的支援のあり方

オ その他必要な事項

(構成)

第3 各分科会は、別表1に掲げる団体の実務者を構成員として組織する。

2 別表第1に掲げる関係市町村は、別表第2に掲げる市町村とする。

3 各分科会は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4 各分科会に会長を置き、会長には地域振興局の企画振興を所管する課長を、副会長には会長が指名する者をもってあてる。

(会議)

第5 各分科会は、分科会長が必要に応じて招集し、主宰する。

(事務局)

第6 各分科会の事務局は、地域振興局の企画振興を所管する課に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1

所属機関	総括分科会	分野別分科会		
		通院・通学	観光（北部） 大町市・白馬村・小谷村	観光（南部） 大町市・池田町・松川村
・関係市町村	○	○	○	○
・バス、タクシー 事業者等		○	○	○
・利用者代表		○		
・観光関係者			○	○
・地域振興局	○	○	○	○

別表 2

関係市町村				
大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村

	市町村長からの意見・要望	長野県回答
1	村営バスの維持に係る財政負担の増加が課題となっている。国や県から何か支援をしていただけるのか、今後の部会の中で説明をお願いしたい。	県では、長野県地域公共交通計画において定めた役割分担に基づき、市町村を跨ぎ、圏域拠点と地域拠点とを結ぶ路線（C：幹線）に対する新たな支援制度を検討しています。 なお、市町村営バスの運行経費に対しては特別交付税が措置されているほか、地域公共交通計画等を策定した場合には、国庫補助の対象となる可能性があります。
2	地域内の市民バスは、路線が廃止されない限り国の支援がない。財政負担が大きく見直しが必要であり、県としても、高齢化が進み免許返納が進む地域の交通手段確保のための支援策を、しっかり作っていただきたい。 また、地域・圏域を跨ぐ主要な町村を連結するところには是非支援策をお願いしたい。	県では、長野県地域公共交通計画において定めた役割分担に基づき、市町村を跨ぎ、圏域拠点と地域拠点とを結ぶ路線（C：幹線）に対する新たな支援制度を検討しています。 併せて、国に対しては、地域公共交通のための安定的かつ恒久的な財政支援の仕組みの構築等について要望しています。
3	公共交通でキャッシュレス決済の色々な業者からの売り込みが多いが、先々の高額なシステム更新費用など不透明要素が多く判断が難しい。現金では乗降データが取れず、どう見直すか、やりようがない状態。 県には、県内で共通仕様で継続していけるよう「こういうキャッシュレスサービスを確認していく」と先導をお願いしたい。	令和4年10月の長野県公共交通活性化協議会において、「路線バスに導入を進める決済方式について、地域連携ICカードを基本とする」ことを決定し、導入に向けた取組を進めています。 ※地域連携ICカード 地域のバス事業者が運行するバスの定期券や各種割引などの地域独自サービスの機能に加えて、Suicaエリア及びSuicaと相互利用を行っているエリアで利用可能な乗車券や電子マネーなどのSuicaサービスが1枚で利用可能な2in1カード

1. 公共交通情報のオープンデータとは

主に路線バスの停留所、路線、便、時刻表、運賃等の情報を、国が定める形式（GTFS-JP）で整備し、誰でも自由に利用できるよう、WEB等に公開したもの。

経路検索サービス事業者（Googleマップ、Yahoo!路線情報等）に提供することで、公共交通利用者がインターネットで路線バスを含めた経路の検索が可能になる。

【具体的なメリット（例）】

- ① **路線バスの情報が抜けていた**ため非効率な経路が案内されていたが、**スムーズな乗継が提案される**ようになった。
（右は松本駅→室堂の例）
- ② **コミュニティバスに外国人観光客が多数乗車**するようになった。
（岐阜県中津川市など）

2. これまでの取組

令和4年度から県・事業者・市町村で以下の取組を実施

- ✓ データ整備の意義や方法を研修会で習得、事業者・市町村自らデータ整備（R4～）
- ✓ データ整備にあたり不明な点を問い合わせることのできるヘルプデスクの開設（R5）
- ✓ 自力でデータを整備することが難しい市町村・バス事業者のデータ作成を代行（R4、R5）
- ✓ 経路検索可能な路線の情報についてプレスリリースを実施（R5）

- ▶ R6.4現在の整備率は**74.1%**（352/475路線）
- ▶ Googleマップ掲載率は**65.5%**（311/475路線）

➤ 既に多くが対応済み



公共交通情報オープンデータ化の推進について

3. 北アルプス地域の状況

市町村名・事業者名	路線名	Google掲載
大町市	市民バス	未
池田町	町営バス	未
松川村	定時定路線なし	—
白馬村	定時定路線なし	—
小谷村	村営バス	未
アルピコ交通	HVシャトル-1	済
アルピコ交通	HVシャトル-2	済
アルピコ交通	HVシャトル-3	済
アルピコ交通	扇沢線	済
アルピコ交通	猿倉線	済
アルピコ交通	拇池線	済

➤ 乗り遅れないためには・・・



第1回 標準的なバス情報フォーマット (GTFS-JP) データ作成講習会

R6年度

長野県では、過年度より公共交通利用者の利便性向上を図る目的で「標準的なバス情報フォーマット (GTFS-JP)」形式のデータ整備およびオープンデータ化に取り組んでおります。

今年度の事業では、交通事業者・市町村等が「標準的なバス情報フォーマット (GTFS-JP)」によるデータ整備・オープンデータ化を進めるに当たり必要となる知識、ソフトウェア操作手順を習得するための講習会とそのサポートを実施します。

講習会は全2回を予定しており、1回目の今回はExcelベースの「見える化共通入力フォーマット」を用いて、標準的なバス情報フォーマット形式 (GTFS-JP) のデータを作成する方法を取得する内容となります。その後、各市町村や事業者でデータ作成およびオープンデータ化に取り組んでいたが、年明けに予定している2回目の講習会では、1回目の講習内容を簡単に振り返るとともに、参加者が講師の待機している会場にてデータの完成をめざす形となります。

参加のご検討をよろしくお願い致します。 ※長野会場・松本会場では同内容の講習となります。

長野
会場

11/25 月 13:00~16:30 (12:30開場)

JA長野県ビル12階C会議室 長野県長野市北石堂町1177-3
(長野駅 徒歩10分)

松本
会場

11/26 火 13:00~16:30 (12:30開場)

松本市歯科医師会館 3F 松本市深志2-3-21 (松本駅より徒歩10分)
※松本市駅前会館と同じ建物

申込方法

申込フォームから ※ 11/18(月) 〆切

参加方法

現地参加 のみ(ノートPC持参)



Google
フォームが
開きます

<https://forms.gle/QDKFwxxSDExN4RY49>

プログラム

主催者挨拶	5分
【座学】データ作成の意義とデータ活用について	40分
【演習】見える化共通入力フォーマット 入力演習	140分
【案内】今後のサポート体制および事業の進め方について	5分
質疑応答	10分

※適宜休憩を挟みます。
※プログラムは当日の進行状況により変更の可能性がございます。

注意事項等

- ・申込者多数の場合は、各組織1名の参加に制限をさせていただく場合がございます。
- ・講習会当日は、「見える化共通入力フォーマット」が動作するノートPC(※)をご持参下さい。
※OSがWindowsであること(macはNG)
※Microsoft Excel2013以降がインストールされ、マクロ機能が動作すること
上記以外の表計算ソフトはマクロが正しく動作をしません。別のPCをご用意ください。
- ・申込時等にお預かりする個人情報は、本事業の実施以外の目的で利用いたしません。

- 2 4 -

主催

長野県 企画振興部
交通政策局 交通政策課

<問い合わせ先>

令和6年度 GTFS-JP作成講習会開催等支援業務事務局
nagano_gtfs_r6@modip.jp (担当: 諸星)